

広島県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和元年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・六・四〇号中島線

三 事業施行期間

令和元年五月二十七日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県東広島市高屋町字中島地内

使用の部分

広島県東広島市高屋町字中島地内